

○宮崎大学内地研究員規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成19年2月22日 平成24年3月29日
令和元年9月30日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学(以下「本学」という。)における内地研究員の受入れ及び派遣について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この制度は、国立大学法人が設置する大学及び短期大学並びに独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校(以下「大学等」という。)の教員に対し、勤務場所をはなれてその専攻する学問分野の研究に専念させ、教授研究能力を向上させることを目的とする。

(資格)

第3条 内地研究員になることができる者は、大学等の教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。)、助教及び助手とする。ただし、教授については、教育研究上特に必要がある場合に限りとする。

(研究期間)

第4条 内地研究員の研究期間は、6ヶ月以上10ヶ月以内とする。ただし、特別の事情がある場合にはこの期間を延長し、または短縮することができる。

第2章 受入

(受入承認)

第5条 内地研究員の受け入れは、派遣大学等の長の申出に基づき、受入学部又は工学教育研究部の教育及び研究に支障のない場合に限り、当該教授会の議を経て学長が承認する。

2 前項の申出は、本学が別に定める内地研究員受入依頼書を提出しなければならない。

3 学長は、内地研究員の受け入れを承認した場合は、速やかに派遣大学等の長に通知するものとする。

(研究料)

第6条 派遣大学等は、内地研究員の研究料として、次表に定める研究料を納付しなければならない。

教授	29,340円／1ヶ月
准教授	15,720円／1ヶ月
講師	11,530円／1ヶ月
助教及び助手	7,340円／1ヶ月

2 内地研究員が研究を中止した場合は、既納の研究料は還付しない。

(研究の開始)

第7条 内地研究員は、研究開始の日までに本学の研究場所に到着し、指導教授等の指導のもとに、本学の施設、設備を利用して研究に従事するものとする。

(規程の遵守)

第8条 内地研究員は、この規程に定めるもののほか、本学の諸規程を遵守しなければならない。

第3章 派遣

(候補者の推薦)

第9条 本学において、内地研究員の派遣を希望する学部等の長は、別に定める内地研究員調書を添えて、候補者を学長に推薦するものとする。

(派遣の決定)

第10条 学長は、推薦があった者のうちから内地研究員を決定し、受入大学等の長に対し、別に定める内地研究員受入依頼書により内地研究員の受け入れを依頼し、その承諾を得るものとする。

(旅費)

第11条 内地研究員に支給する旅費については、本学が別に定めるところによる。

(研究費)

第12条 内地研究員の研究費については、受入大学等が定める額を、本学から受入大学等に支払うものとする。

(研究方法)

第13条 内地研究員は、本学以外の一の大学（特別の事情がある場合は、国立大学法人が設置する大学以外の大学、研究所、その他の研究機関とするものとする。）において指導教授等の指導のもとに、当該受入大学等の施設、設備を利用して研究に従事するものとする。

(研究の開始)

第14条 内地研究員は、研究開始の日までに研究場所に到着するものとし、別に定める研究開始届けを、速やかに学長に提出しなければならない。

(研究の中断)

第15条 内地研究員は、研究期間中、研究を中断したときは、直ちにその理由を付して、学長に報告しなければならない。

2 前項の場合には、中断期間中、第11条に定める旅費は、支給しないものとする。

(研究の中止)

第16条 学長は、内地研究員の研究期間中において、研究の中止を必要と認めた場合には受入大学等の長に通知するものとする。

(研究の終了)

第17条 内地研究員は、研究期間が終了したときは直ちに別に定める研究終了届及び研究成果報告書を学長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。